平成２２年（フ）第２３４号
埼玉県越谷市花田４丁目10番地５　第５新戸コーポ103
債務者　日暮　弘幸
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
埼玉県東松山市材木町16番15号　ウインベルソロ301号
債務者　岩永　信男
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８６号
埼玉県行田市門井町２丁目12番地12
債務者　松崎　雄一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７６号
新潟市東区海老ケ瀬新町４番13号　コーポアイ105号、前住所新潟市東区逢谷内６丁目７番２号　ハウスオウヤチＡ
債務者　渡邉美穂子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
新潟市北区太夫浜新町２丁目９番37号
債務者　田辺田多志
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９５号
新潟市江南区荻曽根５丁目４番16号、前住所新潟市中央区鳥屋野１丁目12番12号　シャトルⅠ―105号
債務者　竹内　武宣
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０６号
金沢市浅野本町２丁目９番６号　コーポ東大通206号
債務者　光吉　雄一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１０号
金沢市大野町３丁目11番地１
債務者　上村喜美枝
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
石川県石川郡野々市町堀内５丁目297番地セントラルハイム302号室、従前の住所石川県七尾市八幡町ヘ部47番地１
債務者　竹原　　惠（旧姓神野）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
石川県白山市行町イ95番地１、従前の住所金沢市若松町ツ181番地
債務者　中田　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘２丁目500番地メゾンエトワール・203号、従前の住所大阪府豊中市東豊中町２丁目７番23―109号
債務者　小宅　俊継
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２９号
金沢市尾張町２丁目16番15号　メゾン・ド・ベルジュール313号、従前の住所金沢市諸江町上丁550番地、従前々の住所金沢市泉２丁目13番21号
債務者　道下　純一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６０８号
愛知県東海市荒尾町外山33番地の４
債務者　村上加代子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３１号
名古屋市中村区靖国町１丁目106番地
債務者　小川　明余
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９４号
名古屋市中区新栄２丁目29番５号　メゾン・ド・レジャンド215号
債務者　宮下　大樹
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９号
愛知県稲沢市天池遠松町52番地
債務者　伊藤　静香
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部